小企業の統 原価 計

制 度

A.

の普及運動について 敷 (完 田

禮

 (\Box) 「運動」の展開過程における諸問題 下請中小企業へのVAの適用 普及手段の具体化とAPO介入の強化 全国的啓蒙・普及「運動」の展開とAPOの介入 「運動」展開の背景 「啓蒙段階から実施段階へ」とそれにともなう「労使協議制」の登場…………………………(以上十八巻一号) 「経営計算センター」のコスト委託計算と「量産・同期化方式」の結合 (以上十八巻二号) (以上十八巻四号)

さいきんの「運動」の展開過程 神田忠雄氏の所説について

しが

(a)

APO介入の方向

「運動」展開の特徴

五四

- (b) 一定の手段とその役割
- (c) 「運動」対象とされる階層・業種
- (d) 「運動」と業種別「最低賃金制」との結合

 \Rightarrow 「運動」展開の重点

Ŧ.

お

に-------(以上十九巻三号

独占資本の利益計画の中小資本への「科学的」延長――

「運動」の展開過程における諸問題

四

(-)

「運動」展開の背景

らば、重化学工業独占に必要な一定の中小企業の生産力ならびに諸技術の水準を独占のそれに対応できるまでに高め 義が「自由化」ないし「開放経済体制」をせまられ、それは重化学工業を中心とする独占の強化ならびに 労 働 者 の強化というかたちで自己の「国際競争力の強化」がおしすすめられつつある。さらにすすめて、かんたんにいうな 「おくれた産業部門」(中小企業・農業)―――その一部を「近代化」し―― さて、ひるがえってみるに、こんにち新安保条約によって規定された「日米経済協力」のもとで、日本独占資本主 -を犠牲とし、そのうえで独占の一層

係でないばかりかそれを基本的政治・経済的背景として展開していることにまちがいない。

角度から分析され論じられているが、本稿が分析対象とする「運動」もまた日本独占資本主義のかかる諸条件と無関

(=「近代化」)他は切捨てつつあるといえよう。こうした事態についてはすでにおおくの論者によってさまざまの

機器、 実にして一貫した販売体制の確立が、 を大量に受け入れ、 占大企業が生産し、 程度までレベル・アップされることが不可欠の要件となる。また鉄鋼、 するためには、 関連諸法においてたんてきにあらわれている。右の経済的背景にてらしてこれらの内容を具体的に検討する予定であ さらに、この要求の経済政策面での展開の主要なものは「産業構造調査会答申」と「中小企業基本法」ならびにその しているのが渡辺睦氏の文章である。つまり対米従属のもとで「国際競争力」強化のために『とりわけ、 る方法・手段を一つの重要なキメ手としているということである。 を強調するだけで十分であろう。すなわち、右の内容において、共通して、中小のコストを国家独占的規模で掌握す ったが、そのご若干のすぐれた分析をみるにいたっているので、それらにゆずるのが至当であり、ここではつぎの点 る」とか「切替える」というようなこれまでに公然とはつかわなかった発言がみられるほどに強くなってきている。 る。そして、この要求は、近年の深刻な過剰生産のもとでは、 たいしては自己に必要な階層・業界部分を再編・「育成」することにより一層「合理化」し独占のコストを引下げ 具体的には、そのことは、「産業構造高度化」政策の名のもとで独占はみずからの資本集中をよりすすめ、 他面では不要な中小をコストの媒介によりながら転廃業・共同化せしめようとする二面作戦としてあらわれて 自動車などの「組立生産的産業」では、独占大企業が量産体制を確立し、市場占拠率を高め、 多数の部品を生産し供給する下請中小企業が、 二次以降の加工を中小企業が行う「段階生産的産業」でも、 これを消化するだけでなく、 独占体制の強化のために必要であった。独占資本にとっては、 品質の保持と値くずれ防止 (=独占価格の安定) 独占大企業の要求する高品質と低コストを実現しうる 政府・独占をして「従来の零細企業保護政 策 を やめ この間の事情をさらに綜合的な観点からよく説明 合成繊維などのように、 独占大企業が供給するチョ 原材料をもっぱら独 に責任がもてる確 生産 独占価格を維持 加工・流 ップ製品 電気

通の各段階のすべてが自己の管理下におかれ、 まさに、ここでは、政府・独占は一つにはコスト(つづいて利益と価格)をつうじなければ必要な中小をとらえか 独占の意志が末端まで徹底できる体制が望ましかった』のである。 独

段階では中小の統一原価計算制度はほぼ定着(後述)をみせたようであり、 占内部で適用してきた「科学的管理法」と計算制度とを結合したものを中小にまであてはめようとする。こんにちの 編成をつうじ独占価格の一層の維持・貫徹の手段が実際にあらわれているようである。 占の利益計画を生産ならびに流通の両過程における中小に「科学的」に延長することが求められたのである。従来独 つ利用することが十分できなかったのであり、そのためにこそ生産性本部を中心とする「運動」の展開が望まれ、 同時にかかる定着を前提として中小の再

態を補完しながら総括し、そのなかで「運動」のいくつかの特徴と役割を明らかとするとともに、さらに中心的役割 の「科学的」延長にもとづく独占利潤の実現計画であるが、はたして意図するとうりに実現するか否かをさいごに論 をはたすものについてより具体的な検討を試みよう。ここに中心的役割をはたすものとは、 この定着にいたる過程については、すでに具体的に述べてきたのであるが、ここでは、そのごあらわれた若干の事 独占の利益計画の中小へ

□「運動」展開の特徴

じむすびにかえよう。

る。従属的日本独占資本を頂点としたピラミッドの底辺を形成する中小企業群 して系統的に再編成されつつある一群 APO介入の方向 特徴の第一にあげねばならないのは、それが一定の国際関係の一環となっていることであ は直接・間接にアメリカ帝国主義の支配下におかれてはいるが、 ――とりわけ中規模優良企業を中心と かかる支

するAPO(アジャ生産性機構)の「運動」への介入である。そして、アジャ中小の原価計算問題を中心とした経営 配の網は反共・ドル防衛と日本独占資本の市場問題を媒介として東南アジャなどにもひろがろうとしている。すなわ すでにみておいたように、日本生産性本部が主導権をもって東南アジャ諸国の中小企業の生産性向上を計ろうと

問題へのかかる介人は昭和三七年以降の「運動」展開と同時に明確となっていた。

稿執筆後におけるいくつかの事情によって補完すればつぎのようである。 しであるとすれば、長期にわたるかまえでもってその成果を狙うであろうし、事実この方向は強化されつつある。 るおおくの問題に逢着しかならずしも意図するとうりにはすすんでいない。しかし資本輸出のための不可欠の地なら ちで海外に進出する(帝国主義復活)方向を反映したものといえよう。この方向はアジャ諸国民の抵抗をはじめとす 力」などがくわわり、 そのさい、APOのうちにAIDやOECD代表の参加、 それは日本独占資本主義がアメリカ帝国主義の新植民地主義との相互補完的ないし統合的かた フォード財団の資金「援助」、 ライシャワー大使の

その一つは日本生産性本部と日本シオス協会 (国際経営協議会▲CIOS≫の日本支部) を中心とする 「経営機動部隊」

確認 フェ なってきた「国際研修」を一歩すすめたものとみてよい。第二は昭和三九年夏の本部主催のトップ・マネジメント・ どの経営管理手法を直接現地において「指導」しようとするものであり、従来日本の中小工場に現地人を呼んでおこ のアジヤ派遺計画の進行である。これは昭和三八年にニューヨークで開かれた第十三回CIOS世界大会でのロ のうえで、 ナーの中心テーマが東南アジャを中心とする「後進地域援助」問題であったことである。 ラー提案に同調した東洋レーヨン会長や富士銀行頭取らによってすすめられたものである。これは原価管理な 昭和四〇年夏に中山素平団長をはじめとする財界トップ・クラスで編成された「東南アジヤ経済使節 第三は、 ーツク

原価分析などを指導の柱にとりあげることが大切である」とされた)をはじめとする数おおくの「国際研修」と 「教育」 が(ダ) 国際 シンポ ジューム 」 (そこでは「東南アジャ諸国の産業界において現在最も欠けているものは、正しい原価意識であり……… の派遺である。 第四は、APO加盟八カ国の代表出席により昭和三九年末に日本で開いた「中小企業開発アジヤ

ここでつけくわえねばならない。さきに、国内の「運動」においては労使協議制の導入とそこへの国際自由労連の介 そのごもつづけられていることである。これら「教育」の主要内容はすでに指摘しているので省略するが、ただ一つ

確にしている。すなわち、昭和三九年秋マニラ市でAPO主催の「生産性運動における労働組合の役割」というシン なったことである。その点はAPO介入の方向にひめられている米日独占の新植民地主義と労使協調の本質を一層明(音) 入が重要な一つの特徴をなしていると述べておいたが、この特徴がAPOによる「運動」のなかにもみられるように

対して労組の活動報告をもとめてきたことがきっかけ」となり、「日本の労組の生産性運動に示した実績にもとづく」(18) ものであるという。かくて、これは、自由労連の直接的なさしがねによって――しかも日本の労組の一部を利用して ポジュームが開かれたことであり、これは、昭和三八年に「韓国で開かれた国際自由労連のアジヤ会議で、APOに

いこうとするものであることは明らかであろう。 APOの「運動」のなかに労使協議制を導入せしめアジャの中小における階級的な労働運動の展開の芽をつんで

る一層積極的なコスト・ダウン競争をまねくであろうからということである。そこでは、とうぜんコストの統一算定 にたつことから現地の中小を下請化するにさいしたんに植民地的低賃金労働力に依存するだけでなく「合理化」によ か。原価にかかわる資料的制約から十分なことはいえないが、第一には、アジヤ市場においてEEC諸国と競合関係 では、どうして日本独占が原価計算と労使協議制を中心としてアジャの中小企業経営に関与しなければならないの

におい を象徴してあまりがある」と。ここでいわれていることが、こんごそのまま再現されるかも知れないというのではな(st) も大きな教訓を投げかけている。侵略的官僚軍閥の働き手となって、日本全土のみならず、 あることが認められよう。 る第一の特徴として、こんにちなお本格的にすすんではいないにしてもAPO介入の方向が依然として強化されつつ 議制が求められ、その事実はさきの自由労連の介入においてすでにみられている。以上、「運動」 になるなどさまざまなかたちで原価計算が求められよう。 めぐる競争は一層激烈となろう。そのさい現地の軽工業に統一原価計算方式が導入されておればコストの比較が容易 アジャの軽工業と対抗できなくなりつつあるためであるという。かりにこうした意図が実現するとすれば、 地をつくる計画が通産省を中心にすすめられているが、(②) 要となろう。第三に、 制度とそれにさきだつ「原価意識」の昻揚とが求められるであろうし、事実さきの「シンポジューム」でも強く認識 ってあらわれるであろう。 抵抗は日本の資本輸出に一定の制限をくわえつつあるが、この抵抗は「合理化」にたいしてはとうぜん反対斗争とな 発」によって可能なかぎり低価格の原材料を輸入しようとすれば現地人にたいする原価管理の教育と導入の徹底が必 は重要である。 勇躍したのは日本会計学ではなかったであろうか。 かって宮上一男氏はつぎのようにいわれた。 さいきん南朝鮮、 「産業構造調査会答申」はアジャ市場にたいし「開発輸入方式」をとるといっているが、 また、こんご各国別の計算の方法・内容を規定していくであろうところのこの基本的方向 そのために日本国内における「運動」のばあいと同様に原価計算制度と抱き合せの労使協 香港、 ヒリッピン、マレーシァ、 それは日本の中小の 第四に、民主・独立の権利にめざめつつあるアジャ民族の 軍服によって鎧われた会計学者の姿こそ、 「第二次世界大戦は、 タイの五カ国にたいし日本の中小企業の団 「コスト高」によりその輸出商 われわれ会計学者にとって 海外植民地へ、 の展開過程におけ 日本会計学 科学の名 コストを 品 が東南

新植民地主義のもとで海外民族の収奪の一環となる方向を特徴的にもっていることだけはたしかである。 そこでは「軍服」を着用しえないであろうし「科学の名」にかわるものは「援助の名」であろう。いずれにせよ、

策的スローガンと異り、 八年以前にはみられなかった特徴である。そのこと自体は、中小「近代化」政策が、従来の選挙のためのたんなる政 (b) 一定の手段とその役割 独占の要求を満すための内容をもったものであることをいいあらわしている。 つぎに一定の手段体系をもっていることであるが、それは戦前をもふくめ昭和三七

経済における中小の「組識化」(=「近代化」)にまで役立たせようとするものであることはすでに述べたとうりであ 小にハネかえり業種別標準原価をつうじ系列・業界内の再編や独占価格の維持・貫徹を狙うとともに全体として日本 別は統一方式であり、それらが中小の原価の「最重要部分」を独占に把握せしめ原価切下げ要求や下請切捨として中 「運動」の展開にあたって当初その中心的な手段をなしていたのが『中小企業のための原価計算』ならびにその業種 ところで、独占中心の「高度成長」がピークに近づき自己の経営「合理化」についてもほぼ限界に達しはじめた

昭和三七・八年頃より新らたな諸手段がくわわり「近代化」の内容がかなり明確となってきた。 その第一にあげねばならないのは統一方式にもとづく原価算定のために計算センターが全国各地の重要地

ず従って独占がくまなく立ち入りたくて立ち入れなかった宝庫(中小にとっては下請加工賃の取りきめを腹芸的・政 学工業独占にとって)に設置されはじめたということである。それは、従来中小自身コスト算定の意志も手段ももた 治的に「匙加減」することを可能ならしめた恥部)をあけわたすことを、電子工学の力をかりて可能ならしめたとい

う意味で「運動」を飛躍せしめるものといえよう。このセンターの果す役割の具体的な検討はすでにおこなっている ので、ここではその後の情況にあわせいくつかの特徴ないし問題点を指摘することにしよう。

は第二回電子工業審議会・電算機政策部会が開かれ、電算機産業が「近代化、合理化の中心的役割を果しうる」と確(タビ) 慮すると実質上のセンター数は右の数字をかなり上まわるものとみなければならない。くわえて、昭和四〇年一月に れている」という。日本レミントン・ユニバック社の調査によれば昭和三八年十一月の時点で全国に七四カ所のセン ターがあり、その分布は「東京、横浜など関東地方四四カ所、近畿、 ンター」が名古屋に設置され、かくて「全国的な計算センターの従断網の形成の有力な一環をなすものとして注目さ もないが、そこでの電算機導入の指導はますます拡大しているようである。昭和三九年八月には「中部経済圏計算セ 全国各地のセンターの指導的役割を果しているのは日本生産性本部の「経営計算センター」であることはいうまで 「北陸がそれぞれ四ヵ所」となっている。しかし、すでにふれたように、独占の所有する「機械計算室」などを配(タイ) 中国地方十三ヵ所、 中部六カ所、 東

うし、これらのことはセンターにかんする一つの特徴ないし問題点ともいえよう。 企業に対する普及などの諸活動が行われることになっている」という。こうして、センターの全国ネット・ワークは(%) 協会(主要独占資本の社長クラスがメンバー)が設置され「アメリカから電算機関係コンサルタントの招へい、中小 一層拡大するとともに、それは政府の中小「近代化」政策の内容とはなれがたく結合しながら進行しているといえよ

認され、育成策の大臣「答申」がすすんでいる。つづく二月には通産省・生産性本部を中心として日本電子計算開発

ら企業の経営計画(たとえば適正在庫計画、最有利商品計画、生産計画、全体としての利益計画)に役立つ可能性を示してい のシステムおよびプログラムの作成依頼や計算委託が相次いでいる」として、いくつかのケースをあげたのち、これ 本部の「経営計算センター」ではさきの橋本鉄工・長谷川鋳工所につづき「中規模企業の生産業者、卸間屋業者から いま一つの問題点は中規模程度の優良な企業がその主要な計算対象となりつつあるということである。たとえば、

昭和三九年秋に本部は「その実態をつかむために、関東甲信越地区の中堅企業二、○○○社につきアンケ

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完

る₂₇

を希望する中小(約三〇〇社)について「電算機懇談会」を開くとともに、こんご「定期的」にこの懇談会や委託計算 したいもの約二五%、計算センターを利用したいもの約二〇%」であったという。そして、これら「採用」、「利用 ート調査をしたが、 回答を寄せた七○○社のうち、自社ですでに電算機採用済約一○%、早急に又は近い将来に採用

われ⁽²⁹⁾ が、 うである。ここで整理し問題点を示しておこう。第一のタイプは独自に自社内に電算機をもつものである。それは、 をつづけていくという。(28) なお、「地元中堅企業の共同出資」でセンターを設置するばあい (富山、札幌、名古屋など) がめだっているともい 電算機の適用が「中堅企業」のコストを主要な対象とするとはいえ、そこにはいくつかのタイプがあるよ

請・販売系列による中小グループ自前の設置である。さきにみた「いすゞ協和会」のケースがこれにあたるが、その 易とし独占の管理上の負担をも軽減するであろう。第二は共同出資のタイプで、その典型的なものが特定 独 占 の 下 計画が独占のそれと結合せざるをえない(量産・同期化を基礎として)とき(しばしばそうであるが)独占の支配管理を容

一定の蓄積により可能となったものであり、一面では自己の「合理化」に役立つ(前述)であろうが、反面では経営

占利潤収奪のパイプに終らざるをえないことは、「いすゞ協和会」のばあいの計算的メカニズムについてみたとうり 算センターの設置を決定したという。こうしたセンターは一面では中小にとって「合理的」であるとはいえ結局 協同組合から成る三工業協同組合連絡協会において「三協組に加盟している事業所の原価計算などを行う」ために計(30) 日立の系列グループがこれにつづいている。すなわち、日立製作所工業協同組合、 日立鉄工協同組合、

第三のタイプは独占自体の計算室によって集中管理されるものである。その代表例の一つであるトヨタ自

ターなどを利用するものであるが、 これらのばあいも多かれ少かれ独占の支配網に捉えられることは既述の事実 あげよう。 り支配するわけである(トヨタの驚異的蓄積テンポがそれを可能とした) れるこのタイプは、 直結する綜合的な集中管理体制の確立に踏切ることになった」といわれている。こうして、さきに引用した渡辺睦氏(ヨ) さいきんではトヨタ自販に「機械計算部」を新設し、自工下請グループ=「自工=自販=全国系列販売店を電算機で 工のばあいは、 などに比べより強化されうるとみてよいであろう。なおこのタイプに属する他の例として松下電器があるが後に取り の主張される「独占の意志が末端まで徹底できる体制」に電子工学による神経系統がつけくわわった。 第四のタイプとして、「経営計算センター」、地方自治体のセンター、 IBM七○七四型機および一四○一型機の各ワン・セットにより「外注管理」をおこなっているが、 同じ自動車産業部門でありながら「いすゞ協和会」のばあいと異り、独占が自前のセンターによ が、それだけに「集中的」な支配体制はいすゞ 電算機専問メーカーの設置したセ トヨタにみら

げ)することを容易ならしめ収奪を一層「科学的」たらしめていることである。 占が予定する独占価格を基礎とした利益計画が電算機を媒介として生産・流通の両過程の中 小に 延 長(または引上 プが並存するのか、こんにちの進行状況においては即断は許されないが、四つのタイプに共通してみられるのは、 以上四つのタイプのうちいずれが主流となるか、また、それぞれの企業・地域の諸条件におうじていくつかのタイ

とえば橋本鉄工や互省製作所)において明らかであろう。

フォ するとともにその生産テンポが元方独占のそれに同期・同調化することであり、 ード・システムないし「科学的管理法」をひろく適用するものであるとし、さきに日産と橋本鉄工との関係につ その本質は優秀な下請中規模企業に

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完)

第二の手段は量産・同期化方式それ自体である。この方式は、下請が自動連続生産によって量産化し品質を均

二化

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完)

統一原価計算制度がこの方式とほぼ同時的に発生し相互に結合したということである。後者の点は、 的」延長を決定的たらしめた つうじて、 いてつぶさに検討した。 前者の「科学的」延長に詳細かつ主要なコスト数値を提供し一層「科学的」度合を強めたのである。 従って、本稿全体の主張にかんしここで強調すべき点は、 (ないし延長の前提となった) のが量産・同期化方式であるということ、そして、 独占の利益計画の中小への「科学 計算センター

家独占による手段は、たんに抽象的に中小資本の運動の計算的総過程を経済外の暴力によって支配するというふうに たいしてまで制度的な支配と統制の手段を位置づけてきたといえよう。かかる中小にたいする自由競争排 制された「適正利益」を算出し、これにコストを付加した強制的調達価格によって政府・自治体や独占大企業が中小 を独占に掌握せしめかつその相つぐダウンを強制しながら、他方ではこの『基準』をつうじ不当な「格差」のある抑 におけるその位置づけをなし、 の商品を買取ろうとするものである。従って、 とともにこんごの展開の基本的方向についても一定の指摘をおこなっているので繰返さないが、ここでは、 第三の手段は さきのAPO介入の方向にみられた本質と同じものをもっているとみなければなるまい。 『適正利益計算基準』である。 他の諸手段との結合において果す役割を明らかとしておこう。 その内容と本質ならびに思想的背景についてはすでに詳細に検討する 「運動」はもはや中小のコストにとどまることなくその利益と価格に 一方では中小のコスト ともあれ、 除 「運動」 の統制 この国

あろうし、すでに筆者の目にとまったものだけでも日産、

この支配体系を下請中小に利用することが良かれとみれば、いつでも個別独占の「実情に即して」有利に適用するで

日文

電電公社、

防衛庁などにおいて現実的適用の方向が

他方では、

元方独占が

る中小商品の値くずれを防止して独占価格を末端にいたるまで貫徹する役割を果しつつあり、

一方では「適正価格」維持を名目に業界を再編成する役割や独占が原材料を提供す

みるにとどまってはおられない。

益・価格の三者を予定計算上の不可欠の要素としているからである。 ことが一層「科学的」延長たりうるであろうということである。なぜならば、利益計画は本来コストのみ ならず 利 センターなる物的手段に、コストを捉える統一原価方式と利益・価格を掴む『基準』なる二つの計算的手段を有機的 延長の具体的かつ根本的な内容として『基準』のメカニズムを適用していくであろう(事実そうである)し、 わねばならない。 示されている(既述)。問題は具体的日程にあがっているのであり、 しかも計算的メカニズムの観点から重要なことは、 『基準』はそれを制度的に「指導」するものとい 目標独占利潤を起点とする利益計画の中小への かくて、さきの量産・同期化方式ならびに計算

に結合し、もって「宝庫」に迫る「科学的」体制はほぼ形成されたかのようである。だが、独占にとってはまだ十分

ではないようである。

は中小労働者にたいしその低賃金労働にくわえて一層の労働強化や首切・配転となってあらわれる。さいきんでは、 械的延長でもなければ、 的」にするため中小経営者を苦るしめ、ばあいによっては独占の過剰労働力をすら延長ルートから流しこまれ、結局 規定されて下請単価の切下げやコスト・ダウンの要求がますますはげしくなり、時におうじて延長線の伸縮を「科学 第四の労使協議制という多分にイデオロギー的手段の登場となる。独占の「科学的」延長はたんなる機 中小の生産テンポや利益水準を「科学的」に保証するものでもない。 目標独占利潤の実現に

方式が特徴的となっている電器機・自動車・機械などの部門でこの制度の普及がとくにすすんでいるのはそのためで 組織化を未然に阻止するか、でき上ってしまった組織を骨ぬきにしようとするのが労使協議制である。 従って、ここからとうぜんに起りうるのが中小労働者の抵抗でありみずからの組織化である。そして、この抵抗や 量産 同期化

こうした過剰労働力の押しつけのほか発注計画の中断・中止が目だっている。

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完)

なり、 が、それが歓迎されるいま一つの重要な立場ないし根拠がある。それは、説明するまでもないが、下請に延長された 連の「指導」をうけたり渡米「視察」をおこなっているが、それは「運動」のAPO介入の方向からすればとうぜん 制を制度的に導入しつつある主体が、中小経営者ではなくて、日本生産性本部を中心とした独占ブルジョアジーとそ 独占の利益計画の一部分(独占の予定総コストの相当部分)が中小労働者の反発によって実現が困難ないし不可能と 独占の計画全体が極度に不確実化することが目にみえているということである。 階級社会を観念的に否定しようとするこの協議制は、 (総同盟) たちたらざるをえないのである。 (33) なお、 総同盟の幹部たちは、 一つには中小経営者の心よくむかえるところ で は 協議制の導入のためにも、 そのゆえに、 中小に労使協議 自由労

の帰結であろう。

適用される傾向的事実のあることも示しておいた。 和会」の例について詳細に分析し実証したつもりである。また、VAを提案する下請の側からみるならば、VA効果 五年ごろから松下電器 にたいする利益保証がないばかりでなく、独占の意に従わない下請は打切られ提案したVA結果は他の全系列企業に (価値分析)である。これは、 的性格をももった手段といえよう)、 H R 第五の手段は、 (提案制やブレーン・ストーミングなど) (当時の資本金一、○○○万円)の下請で、系列内で最古参といわれた田中電工(後述) なによりもまず、本来独占のコスト・ダウンを従ってまた独占利潤の維持・増大をなす やはり昭和三七年ごろより元方独占の「指導」によって下請に適用されつつ ある V 中小のコスト・ダウンを強制するものであるとして、そのさい 「いすゞ協 の技法を併用しながら(この点でVAは前の労使協議制と同じくイデ 強調のために、ここでもう一つくわえておこう。 それは、 の例であ 昭和十 A

この企業は「経営の長期方針に欠けて」いるとか「依存度が高すぎる」という理由で、下請の座を追われただけ

でなく 「独自の技術 (VA結果) を競争会社にまで公開するよう命令されて、 結局はすべてを奪われてしまった」と (34)

いう(田中社長自身の発言)。

において、その壁にいきあたり、そのうえで壁を破りなおコストを下げようとして、 つづいて、独占の「合理化」の徹底が、 中小の量産・同期化におけるベルト・コンベアのスピード・アップの限界 設計変更や材料転換など工学的

附加利益率」の算定がいつでも可能であるとして、『適正利益計算基準』との関係も明らかとしておいた。 えざる迅速な比較をつうじ下請とう汰の手段となるばかりでなく、独占の利益計画や価格政策に一定の補完資料を提 結果は計算センターをへて系統的に独占に把握されることから、系列内の「平均的」「標準原価」と個別原価との絶 手法にまでたよるVAにいきついたとして、VA導入の一つの契機を示しておいた。さらに、VAにもとづくダウン 「平均的」な「資本構成」と「総資本回転率」が容易にわかることから、VAの適用結果をつねにおり込んだ「適正 計算センターなる手段との関係を説明した。また、 計算センターによって系列内の各「許容原価」や 以上のこ

実現のための有機的手段となっていることが理解されよう。 さて、さしあたり目だった存在である以上五つの手段の相互関連的な解明のなかで、 必然的に前面にで て きた

とから、VA適用もまた「運動」の一手段であるのみならず、他の手段と系統的に結合し全体として「運動」の目的

の増大と蓄積の強化 い 体が「運動」の一手段といえなくはなく、また延長論にのみ焦点を紋ること(業界再編問題の軽視)に問題はなくもな は、 だが、表現はともかくとして、そこにもられた内容・役割が現段階の重化学工業独占の最大の要求 独占の利益計画の中小への――とくに中規模優良企業への――「科学的」延長という表現である。 ―を満すものであり、従来独占が手にすることのできなかった高度に「科学的」な手段体系で かかる延長自 の

7

内容と本質を実態にそくして検討し全産業部門における状態をも示すであろう。 あるとすれば、 延長論を一つの重要問題として総合的に取りあげることは無駄ではあるまい。 従って、 のちに延長

同期化)ないし「近代化基本計画」でいう「適正規模化」の過程において劣悪・零細企業の切捨・「共同事業化」の作(55) は、別に保証されているわけではないが、継続的に「育成」される階層に属している。 他方、中規模企業化(量産 中規模企業であり、ばあいによってはその「団地化」・「共同化」された集団そのものである。従って、これらの企業 は、独占がとうめんまず抑えておかねばならない企業であり、自己の生産力と技術の水準に照応しうる優良な下請 まず、階層については、右の五つの手段にかんする叙述のなかで副次的に一部明らかとなっている。すなわち、それ つあるのかという点を総括的に取りあげよう。そのことは「運動」における一定の特徴を示してくれるからである。 「運動」対象とされる階層・業種 つぎに、「運動」はいかなる階層・業種にたいしどのようなかたちで対応しつ

門に適用されようとしている。それらは「近代化」政策の表現をかりると、「産業構造高度化業種」・「輸出振興業 であり、両群にかかわる販売店・特約店・問屋など流通過程の企業群にもおよびつつある 種」・「輸入防圧業種」となる。 (下請依存度が高いために)、 の市場に進出せしめようとするものに重点がおかれ、 つぎに、業種ないし産業部門であるが、基本的には重化学工業独占と直接・間接に関連するものや東南アジヤなど 独占価格による原料の供給をうける企業群(たとえば化学繊維・鋳物・プラスチック成形など) 具体的には、電器機・自動車・鉄鋼 「国民経済的観点」から転廃業・合併共同化のすすめられる部 造船 ・機械などにかかわる下請企業群であり (独占価格の徹底のために)。

業それ自体にも適用される。

「輸出振興業種」としてはミシン・自転車・頑具・造花・雑貨などである。

なお、

比較的自立性があり非下請企業の

当競争排除」により大企業の値くずれ防止に役立たせたり業界ボスを中心にその再編成の手段とされるためである。 多い部門(たとえばクリーニング・ビスケット・木工・しよう油・みそ・清酒など)でも対象企業となっている。それは「過

その証拠に、これらの部門では業界団体自身が、生産性本部の「指導」を一方的に受け入れるだけでなく、 方式の立案・普及につとめたのは、つぎの四四業種である。(36) 他部門よりも早くから統一原価計算制度の普及と当該業界の標準原価や「適正価格」の自主的算定について異常なま でに積極的であることがあげられる。ところで、本部が「運動」の直接的な対象業種としてそれぞれの統一原価計算 同時に、

銅、ダイカスト、しよう油、金型、段ボール、歯車、鍛圧機械、継手、タオル、電子工業、製糸、染料 染色、メッキ、自動車車体、木製家具、バルブ、作業工具、鍛造、 ビスケット、クリーニング、洋食器、捺染、自動車整備、 陸用内燃機関、紙製品、合板、自転車部品、 プラスチック成形、 メリヤス、綿スフ織物、既製服、ねじ、着尺織物、機械す 機械組立、硝子工業製品、 石灰、 製材・フローリング・チップ、 鋳鉄鋳物、 缶詰、

昭和三九年度の時点でかなり「普及かつ浸透しつつあることから、本部の中小企業原価計算委員会は昭和四〇年四月 一〇日に解散した」として、主要業種における「目ざましい」導入ぶりを報告している。ここで、さらに独占の直接 ついでながら、本部では、『中小企業のための原価計算』を基礎とするこれらの四四業種毎の統一原価計算制度が

容的にも範囲の点からも、 的「指導」による導入(その内容は本部方式とかなり融合している)を併せ考えるならば、 ほぼ全国的にかなり深く定着したとみてよいであろう。この点は、 本部が意図した制度化は、 註 (22) とともにのち

の叙述部分と関係がある。

これら四四業種について重要なことは、

「指定業種」(昭和四○年四月現在で七四業種) にふくまれていることである。 かかる符合は、 かりに本部と近代化審議

そのほとんど全部が同時に政府の「近代化基本計画」

にも

中小企業の統

C

制約のあることならびに本稿では「科学的」延長に焦点を合せていることのゆえに、のちに延長線上にかかわる業種 ぞれの原価方式の普及の実態分析をなし、そこで果されている役割を具体的に検討すべきであるが、紙数的・資料的 策であることから必然的な結果であるとみないわけにはいかない。それはともかく、ここで、これら四四業種のそれ 会との間で作業上の連携がなかったとしても、けっして偶然ではなくて、独占のための「運動」であり「近代化」政 !かぎって分析を試みることにしよう。(38)

0 で配慮しなければならないのは、 形式的には、 かえあるまい。かんたんにいえば、指導センターであれ計算センターであれ、それらが計算する原価はほぼ本部方式 センターが計算機関であり、他方は、近代化審議会の指示により、 の手によって現実に進行しつつある「近代化」過程と政府の「近代化」政策の実施過程との相互関係の問題でもある と「近代化基本計画」のもとで算出された「適正生産費」との同異性ないし関連性という問題である。 よって算定された業界毎の「標準原価」ないし「許容原価」(独占が摑る下請企業の原価をもここにふくめて考えてよい))原価計算制度によるものであるということである。 だから、ここでは対象業種にかかわる別の一つの問題点を指摘しておくことにしよう。 一応原価の問題にかぎって考えてみよう。まず、 ·が機関である。ところで、このセンターでは独自の原価集計方式をとっているのかどうかはわからないが、ここ(3) 計算機関が異っていても、 異った二つの算定結果がでてくるといわねばならない。一方では、本部ならびに独占を中心とした計算 本部方式による原価計算制度が相当にひろく「定着」 長期的にみるならば集計結果としての原価は実質的に同一のものと考えてさしつ また、 両者の算出の機関ないし母体がちがっているという点からは かりに、 計算実務をおこなっている日本中小企業指導セン 両者の間に若干の原価水準の差や原価項目上の (前述) それは、 している事実である。 本部の統 それは、独占 一方式に

業界整理や不況カルテルの形成にのりださないという保証はない。以上、総じて両機関の集計する原価の間に実質上(4) の差異は存在せず、 の促進などが可能である。さらに、業界ボスないし「大企業」が自己に有利とみれば官僚と結託し原価水準を目途に められている」)、えられた原価数値を足がかりとして中小企業分野への侵入や優良中小企業への「合理化資金」の集中 との結合は容易であり 原価の利用上の障壁もないといえよう。なお対象業種を問題とするなかで、工場の「団地化」・ (中小企業近代化審議会の「メンバーは中小企業とはおよそ縁遠い財界・独占資本の利益代表によって占

くいちがいがあったり、

独占において把握できない業界があったとしても、

国家独占のもとでは独占と指導センター

重要な問題を提起しているようである。とはいえ十分な材料をもちあわせないのでここでは問題の所在を指摘するに えないでもないが「運動」(とりわけそこでの労務費計算)との結合関係において中小経営者・中小零細労働者にか 「運動」と業種別「最低賃金制」との結合 「最賃制」をここにもちだすことはいささかとうとつな感じをあた

「共同化」をも取りあげることを、本誌十八巻一号の執筆開始の時点で予定していたが、資料的制約により中止する。

とどまらざるをえないが、かかる指摘は本稿の結論部分をみちびくという意味でも重要である。 この三年ないし四年以来日本労働運動における重要な課題の一つとして具体的日程にあがっているのが全国一

律最

は総評・春斗共斗と最賃共斗会議との矛盾であり、二つには政府自身の「新最低賃金法」制定の動向ならびにその法 での大衆斗争として具体化」しつつあるといわれている。だが、そこにはいくつかの問題があるようである。 成からさらに総評・春斗共斗にまで発展し、「わが国労働運動史上初めて、全国一律最賃制確立の要求が全国的規模 低賃金制斗争であることは衆知の事実である。この斗争は、全国金属にはじまり、 最低賃金制共同斗争連絡会議の結 一つに

制化の出発点となった「業者間協定に基く最賃制」にどう対しょするかということである。

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について

論旨の関係上「業者間協

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完)

いない。さらに、昭和三九年一〇月の中央最低賃金審議会の報告「最低賃金の対象業種および最低賃金額の目安」に 準とすることなどとなってくる。だが、政府の「新最賃法」はいぜんとして「業者間協定」にもとづく本質をかえて つけ労働運動組織化を阻害するなどといわれている。そうしたことから、とうぜん全国一律最賃制斗争の要求は、 に労資同数の代表委員によってきめること、第二に全国全産業一律のものとすること、 「対象業種を①中小企業近代化促進法などにより、 国が中小企業対策の対象として特別の保護助成を行ってい 第三に最低生活費を決定基

第

業の下請けない 品の輸出額がわが国の輸出総額に占める比率が高い中小企業の業種(合板製造業、洋食器製造業など)、 し部品製造などを行なう中小企業の業種 (軽電機製造業など)、 ④最低賃金制度がすでに相当程度普 ③重化学工

(綿スフ織物業など)、 ②その業種の製品のうち輸出に向けられるものの比率が高いかあるいはその業種の製

六区分し、各区分ごとに四十円の幅を設けている」という。ここにおいて、(3) 意しなければならない。 て八十八業種を指定、 及しているが、府県によって格差のある業種 律制を排除しているが、それはさておくとして、明らかに中小の「近代化」政策と表裏一体をなしていることに注 また最低賃金額 つまり、 「自由化」のもとでの重化学工業独占のための賃金政策であり労務管理 (日額)については最高四百八十円から最低三百六十円まで地 (理容、 美容、 クリーニングなどのサービス業など)の四種類に分類し 政府の意図する「最賃制」は、 域別、 業種別 なお全国 式 であ

指定業種」であり、 最低生活の保証ではないということである。従って、そこに「指定」された業種は、 「運動」における対象業種でもあり、なにからなにまで都合よく符合してくるわけである。 同時に「近代化基本計画

0) り

ころの)がかんたんに目前に示されるならば、それが業種別「最賃制」とどうして野合しないですまされようか。 原価計算によってえられる業種別・地域別の標準労務費 (一部高水準の賃金を平均化して全体としての低賃金を反映すると 可能であることをおもいださねばならない。政府が、「業者間協定」なる法律を制定する以前に、 れる側面をもっていることをあげられるが、こうした点は、労資協調思想を生み労使協議制を促進せしめ、ますます の結合を具体的に示す材料をもっていないので、可能性の問題として指摘するにとどまらざるをえないが、業種別の 動」と「業者間協定に基く最賃制」とは無関係でないことがうなづけよう。もちろん、筆者はこの業界における両者 作用の側面もあろう)、本部の評価によるとその「普及は目ざましいもの」であるという。ここにおいて、すでに、「運 による初任給の業者間協定に、目をつけていたといわれるが、実はこの缶詰業者というのは統一原価計算方式の導入 費を中心としたものであったこと、さらにかかる計算が電算機をつうじきわめて速かに業者・独占・地方自治体毎に いぜんとして高いといわねばならない。さらに、従来の最賃制斗争の一つの欠点として企業内賃金斗争にわい小化さ 末端においては、 毎の業種別最賃額を決定するという。だから、そこでは一応労働省の数字が出発点となっているのであるが、 て」算定したもので、 にもっとも熱心な業界の一つであり(「協定」による低賃金の「固定化」の意図が統一原価計算方式の導入を促進したという逆 く最賃制」に関係してくるのである。 前記の中央最低賃金審議会の「報告」における数字は労働省が「昭和三十八年の中卒者の平均初任給を基礎にし 問題はここからはじまる。たんに業種が同一だということのみならず、 他の労働諸条件の規定など多くのばあいがそうであるように、業界の意志が反映していく可能 この数字はさらに各地方労働基準監督局に通達され各地方最低賃金審議会に「諮問」して府県 すなわち、 「運動」における原価計算は業種毎の統一方式であり労務費、 「運動」の内容が「業者間協定に基 静岡県の缶詰業者 地方の 材料

七四

「運動」の内容としての統一原価計算と格差の徹底した「最賃制」との結合を深めるであろう。

のはなれがたい合致をさす。 る」としたが、ここにいう「一定の条件」とは、こうした底辺の幅広い中小労働者の生活要求と中小経営者の要求と(45) 求は「中小ブルジョアジーと賃労働との統一戦線の視点から一定の条件のもとで検討の対象となりうるば 引きまわしというかたちながら、かなり広範囲に存在しているが、ここに、中小労働者と中小経営者との一つの重要 することなどが可能となってくるといわれている。こんにちでは、この種の反発・要求は、主として業界団 中小零細経営者も最低賃金制をテコとして組織的に自家労賃を認めさせ免税点を引上げさせ下請単価の切下げに反発 な統一戦線があるといえよう。ついでながら、さきに『適正利益計算基準』を問題としたさいに、 全国一律最賃制の実現する過程においては、 中小労働者の生活要求を基礎としない中小独自の「適正利益」要求は、 中小零細労働者の生活給引上げと組織化の飛躍と同 「適正利益」 傾向的事実とし あ 体ボ が の要 あ

(三)「運動」展開の重

て労働者の生活破壊をともなうがゆえに、夢物語でしかないといえよう。

---独占の利益計画の中小への「科学的」延長---

した一定中小の「科学的」な管理・支配に役立っていることはおおむね既述のとうりである。ところで、こうした支 そのごさらに五つの手段が相互関連的に融合してくわわることにより、それらが全体として、 「運動」 展開の当初にあっては、まずその手段として『中小企業のための原価計算』 独占の利益計画を軸と が主要な存在となり、

門とそうでない部門とがあるようである。そのために、この支配機構はすべての産業部門に一様に適用されるという(46) ものではない。また、この機構の内容をなす諸手段のすべてがつねに一つの有機的な体系をなして一定部門に入りこ んでいるというわけでもない。当該部門・企業の諸条件に対応して精粗の差や徹底度のちがいのみられることもとう 配の計算的機構は、それを現実の進行過程についてみるとき、後でも指摘するように相対的に適用されやすい産業部

ぜんである。

構をもっているとはかぎらないであろうし、これまでの叙述のなかで取りあげてきた日立、小松、日産、 電電公社などの各社のケースもそうであった(とはいえ、ここに示した程度の独占企業ではほぼ典型的機構を備えて トヨタ、い

従って、「科学的」延長をここで再検討するために以下に取りあげる松下電器のばあいも必ずしも典型的な支配機

いうことである。そして、このことは延長の根本的性格である。 また予定独占利潤の実現を起点としているということであって、下請との「共存共栄」や「協力」の関係ではないと 内容というのは、独占と下請中小との間の「科学的」延長のメカニズムはあくまでも独占の利益計画の貫徹、 であえて松下を問題とする理由は、そこに「科学的」延長の性格ないし本質をあらわす一つの重要な内容が存在して いるということであり、これまでの資料ではこの性格が十分には示されなかったということである。ここに、 いると考えたほうが至当のようであり、それを具体的に示しえなかったのは資料的制約によるものと考えられるが)。 かかる性格をもっともよく示してくれるのが松下の 従って

松下の資材部長ご自身に語っていただいたほうが早い。(タイ) 松下自身のコストにあらわれる下請依存度がきわめて高く、外注管理に力点をおいていることは他の電器 松下の下請先ないし外注先が約 一、五〇〇工場以上

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完)

下請単価の決定方法である

とはいうまでもない。もちろん、つねにかんたんに「切換える」わけではなく、双方の原価を詳細に照合し外注先と どうあらねばならないか」という順序になるからである。そして、松下の「一つの意図(=独占間競争にもとづく価格、、、、、、、、、 にも松下の立場が「起点」となっていることがあらわれている)、「外注単価が自社原価を上廻れば社内生産に切換える」こ などによる低い価格と考えられる――と同一とするというが、材料コストの面でもこうしたきびしい枠にはめこまれており、 操作)を織り込んだ目標・予定単価」を外注先において実現するために、一方で外注先から原価見積書 となった商品の予定販売価格(いうまでもなく松下の利益計画における予定独占価格) される」ということである。なぜ「予定単価」とされ「改訂」されるのかというと、外注部品が松下において完成品 外注単価が「決定」されるということである。その意味は、そのご生産が進行する過程で「予定単価」が おり、外注先の計算する材料価格は松下が調達するばあいの価格 細)の提出を求め、他方で松下みずから外注品の原価計算をおこない(なお外注品の材料は外注先の自家調達を原則として 「質疑応答」し「予定・目標単価」の実現のために「合理化の要望が常に出されるのである」。 カーのばあいと同様である。そこで、とりあえず重要なことは、過去の外注単価を基礎として「予定単価」として **―― 外注先が独占価格で購入を余儀なくされる水準より大量買付** の修正にともなって 「外注単価は こうして、予定独占 (原価内容の明

〇万円・労働者数三八九人)がその 「経営に長期方針を欠いていたために」 下請の座を追われたことを考えるならば、(49) はもちあわせないが、たとえば、昭和十五年以来松下の「下請として一番古い歴史をもつ」田中電工(資本金一、○○ まず延長の所在を予測することができる。さらにその所在を示すものとして、さきの原価見積書の作成にさいし松下 では、この起点に立って以下どのように「科学的」に延長されるのか。すべての外注先に延長された計画そのもの 利潤の実現が一切の起点をなすことはもはや明らかであろう。

……特に外注先自からの努力を期待している」ことなどがあげられる。これら、原価計算の「指導」といい計算セン(50) 七型機を中心とする八機種)の存在すること、さらに「購買部門を中心として外注先と協同で価値分析 (VA) を行い… が原価計算上の「指導」をおこなっていること、外注先からの 「資材」 購入に適用される計算センター (IBM七○

ターやVAといい、まさしく延長の手段そのものである。さいごにつぎの事実は決定的である。「最近松下、三洋で

轄工場のベルトコンベァーにのせるというやり方をとりだした。これでいくと、松下電器としては倉庫がいらず、し おくれたら松下からガンガンどなられるので、松下のつくった時間表にしたがってすべての仕事をやらねばならなく かも交通事情悪化の責任を下請にかぶせられるので一石二鳥というわけだ。これに反して下請工場の方は、少しでも の部品を何個納入せよ』との一日のタイム・テーブルをつくって、この時間きっかりに部品を納入させてそのまま直 は、下請から納入された部品をいったん倉庫に納めてから少しづつだして使うのでなく、 『何時何分に何会社から何

系列二十万の労働者」が「合理化」にあえいでいる仕組みはおおむね理解されよう。(52) をふくめた地域全体が松下の工場であり道路はベルトコンベアーだ』という考え方である」という。もはや説明をく いないが)の存在を意味している。 かくて、 松下の予定独占利潤を起点とした利益計画の延長線の最末端では 「松下 わえるまでもなく、これは、延長の他の一つの手段たる同期化方式(もちろん下請内部における同期化はここには示されて なってきている………ここで注目しなければならないのは『工場のへイのなかだけが松下の工場でない。下請工場群

工工業をはじめとする重化学工業独占の支配する中小企業分野にとどまるわけではない。延長の内容にいくつかのち 「科学的」延長は、自動車・電器機・機械などの部品工業、鋼材関係の系列企業、化繊・撚糸・縫製など加

基本的に予定独占利潤を起点とした延長は独占にとって必要な全産業部門にいきわたりつつあ

七八八

味深い問題をふくんでいるが別にすぐれた分析があるので以上にとどめよう。 頭制のもとでの勘定をつうじての支配体系は、こんにち、それと本質を同じくしながら、 頂点とするピラミッドの底辺にくまなくいきわたろうとしている。 的にその実行を「指導」・管理するものである。かくて、独占の利益計画の延長は、国家権力を利用し、金融資本を(54) 機関の「高コスト・高利廻り」の「体質改善」による「余裕資金」を日銀への準備預金や独占の株式保有(「株式不 的」かつ計画的なかたちで中小企業群にまでおよんでいるともいえよう。 況」勘案せよ)さらには政府保証債の引受け(さいきんの「公債発行」問題をみよ)などにまわそうというものである。 蔵省通達 産総量を消化せしめることを計画的に実現するための一種の「科学的」延長である。後者はさらに重要である。 行・信用金庫の経営計画の「指導」である。前者は、独占の商品の流通費節約をともないながら独占価格を維持し生 導」や「流通機構の整備」に併せた系列間屋・特約店などの「計画作り」であり、大蔵省・銀行資本による 相 金不足」の都市銀行が目をつけたのは自己の総預金量に迫るものをもつといわれる相銀・信金であり、具体的には大 るともいえよう。すなわち、 「高コスト」是正のため経費を切下げるなどの三ヵ年の経営計画を各中小金融機関毎に大蔵省が立案し個別 『相銀・信金の行政運営の基本要綱』 大手商社による関係中小企業の「長期経営計画」(一般に三ヵ年計画とされている) (昭和三七年十二月発表)の内容にみられる。 かってレーニンが『帝国主義論』で述べた金融寡 なお、 相銀・信金においてはまだ多くの興 「科学的」延長なる「近代 それは、これら中小金融 の「指 互 **〜**資 銀

は巽信晴氏、 がここではじめてもちだしたものではないということを断っておかねばならない。まとまったかたちでの主張として これまで述べてきた延長論の内容のすべては、 宮川宗弘氏の労作がある。 ここでは、 かって素朴なかたちで問題提起をなしておいたとはいえ、(68) 宮川氏の分析視点が筆者のそれと直接的に関係するので、 筆者のみ 同氏の

点は、 たことである。 なる諸手段の役割にふれたことである。第三点として、従属ないし「科学的」延長を政治・経済的背景に照らしてみ の中小経営計画が予定独占利潤を起点とした利益計画へ従属するというふうに分析範囲をひろげたことである。 性格を指摘されるのはまったく正当なのであるが、筆者のばあい原価にとどまらず利益・価格をふくめた全体として 示しておこう。そうすることが同氏からご批判をうけるに便だからである。その第一点は、中小の生産計画の従属的 もって解明したものは他にないようである。従って、教えられる点が多いのであるが、筆者のばあいと若干異る点を(58) 占への従属的性格をくまなく明らかとしている。筆者の知るかぎり、この種の問題をこれほど包括的にかつ説得性を 技術の水準が元方独占のそれと同期化されるという問題を取りあげ、 ものについて若干ふれておこう。 立場で筆者は経営計算論のそれで物事を考えたという立場のズレなる二つから生じたものではあろうが。 かかる従属関係の分析において、統一原価計算制度・計算センター・労使協議制・『適正利益計算基準』・VA もちろん、こうしたちがいは、問題を取りあげた時期のズレならびに宮川氏はもっぱら生産管理論 同氏の主張の第一節から第三節にいたる部分は、一定規模の中小の生産力と生産諸 同期化を主要な契機とした中小の生産計画の独

- (14) 三木通産大臣の発言(『日本経済新聞』昭和四○年六月七日)。
- 15 代化』政策への一批判」(『季刊・経済』同号)、中山金治氏稿「中小企業『近代化』の思想と背景」(日大『商学集志』第三四 巻第一~四号)、佐藤芳雄氏稿「中小企業と資本蓄積メカニズム」(『経済評論』昭和四〇年六月号)。 岩尾裕純氏稿「資本主義の全般的危機と中小企業問題」(『季刊・経済』昭和四〇年夏季号)、渡辺睦氏稿「中小企業『近
- (17) 『生産性新聞』昭和三九年十一月二三日。

註(15)に掲げた渡辺睦氏稿十四~十五ページ。

16

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について

- 18 (19) 『生産性新聞』昭和三九年九月七日。
- $\widehat{21}$ 20 『日本経済新聞』昭和四〇年六月九日 宮上一男氏著『企業会計制度の構造』六五ページ。
- 22定しておいた(本誌十八巻一号七~八ページ)が、中小企業庁『第二回中小企業綜合基本調査報告書 (総括篇)』 によれば、 これらの会計制度の前提となる複式簿記の導入については、昭和三四・五年当時に比べそのご導入率は高まっていると推
- 事実そうとうの高まりを示している(同書九八~一〇〇ページ)。
- (23)(24)『生産性新聞』昭和三九年八月十七日。
- 25 『日本経済新聞』昭和四〇年一月一〇日。
- 27 26『生産性新聞』昭和三九年五月十八日。 『生産性新聞』昭和四〇年二月七日。
- 28 (29) 『生産性新聞』昭和三九年十一月二三日。
- 30 『日刊工業新聞』昭和四〇年一月十二日。

『日刊工業新聞』昭和四〇年一月九日。

31

- 労資関係一般(とりわけ賃金交渉)の場に強くあらわれていることは注意を要する(拙稿「経営理念と経営計算思考」・『税経 通信』昭和四〇年五月号)。 それは、「新経営理念」とよばれる一定のビジネス・イデオロギーであり労資協調を本質とするものであるが、さいきん
- (3) 生産性本部・労使協議制委員会ではすでに『労使協議制基準(案)』を発表しており、 でいる。 他の諸手段同様に制度化をいそい
- 〔34〕『生産性』(昭和三九年一月号)十三ページ。
- 辺睦氏稿の二九ページ以下、中山金治氏稿「『中規模企業肥大化』現象の評価」(『商工金融』十四巻十二号)、志村誠氏稿「『中 雄・中山金治両氏稿「わが国における『適正規模』中小企業論の批判」(『講座・中小企業』第三巻所収)、 ここにおいて「適正規模論」ならびに「中堅企業論」の批判が重要な課題となるが、以下の文献でなされている。佐藤芳 註 (15) に掲げた渡

- (36)(37) 『生産性新聞』昭和四〇年四月十九日。
- ジ以下)や渡辺睦氏稿「中小企業『近代化』と下請の再編成」(『経済評論』昭和三九年四月号)、 中山金治氏稿「現段階の中 小企業と階層分化」(『経済評論』昭和三九年四月号)などがある。また資料的には『金融財政事情』の昭和三九年一月二〇日 (前掲の註<15>に示した渡辺睦氏の論稿十八ページ以下)があり、その他に岩尾裕純氏著『中小企業の近代化』(四○ペー 他の業種については稿を改めねばならないが、きいきんの事実にそくして「近代化基本計画」の側から分析され
- ち筆者の目にとまったものだけを示せばつぎのとうりである(『月刊・中小企業』昭和三九年五月号四○ページ)。機械すき和 号以降の各号に連載の「コスト高と闘う中小企業」が参考となろう。 この機関によってすでに各業種毎の実際の原価が計算されており「極秘」にされている。計算されたたんなる業種名のう - 金属頑具、作業工具、金属洋食器、自転車タイヤ・チューブ、ガラス製温度計(それぞれ「業種別振興経営指導資料」の

各号)。また、この機関の作業は中小企業庁のものとも無関係であるといわれている。

- 41 があるが今後も傾向的に拡大するであろう。①日立金属、特殊製鋼、日特では「各社の原価をもとに標準原価を算定し……… たとえば、前に取りあげた「日本塗料工業会」の「適正原価構成モデル」がそうであり、比較的さいきんではつぎのもの 註(15)に掲げた渡辺睦氏の論稿十八~十九ページ参照。
- 国木工機工業会では「過当販売競争の是正、割賦販売および価格の適正化(『日刊工業新聞』昭和四〇年一月十四日)」をきす が現状ではこの価格をかなり下回って取引きされている(『日本経済新聞』昭和三九年十二月十二日)」として、標準価格維持 という。③かねてより原価計算制度の導入に積極的な「全国鋳物工業会は昭和四〇年五月に製品種類別の標準価格を設定した 適正価格を定めるが………さしあたり五%の値上げを行う意向がある(『日刊工業新聞』昭和四〇年二月二日)」という。②全
- $\stackrel{\frown}{42}$ 大木一訓氏稿「最低賃金制斗争の現段階」(『季刊・経済』昭和三九年秋季号)四七ページ。

を主張しているが、過当競争は排除できないようである。

- (43) 『日本経済新聞』昭和三九年十月九日。
- (44) 註(42)に掲げた大木氏論稿四九~五〇ページ参照。
- 宮川宗弘氏稿「中小企業における生産管理の展開」(『講座・中小企業』第三巻所収)五〇ページ以下参照。 本誌十八巻四号五九ページ。

- 八八二
- $\widehat{47}$ 以下ことわらないかぎり、乗松謙次氏稿「外注単価の合理的決定方法」(『企業会計』昭和三八年四月号)を参照。
- 48『生産性』昭和三九年一月号十三ページ以下。

南沢宣郎氏著『電子計算機』二一一ページ。

49

- 50 註(47)に掲げた乗松氏稿一〇二ページ。
- $\widehat{51}$ 『アカハタ』昭和三九年四月二日。
- 52 一二三~四ページ参照。 なお、松下電器自体の利益計画の内容については拙稿「現代企業における経営計画」(『季刊・経済』昭和三七年冬季号)
- 55 54 この問題を正しく解明した力作として松成義衛氏の遺稿「金融界の再編成について」(『銀行労働調査時報』昭和三九年三 また、そのために信用金庫と計算センターとの結合がすでにあらわれている(『生産性新聞』昭和三九年四月六日)。

53

『日本経済新聞』昭和三七年十二月十二日。

月号)がある。そのほか全国相互銀行従業員組合連合会「相互銀行の長期経営計画の背景と本質及びその実態」(『銀行労働調 査時報』昭和三九年三月号)がある。

- 56 拙稿「中小企業簿記の諸形態とその役割」(『講座・中小企業』第三巻所収)一八六ページ。
- 57 58 業における生産管理の展開」(『講座・中小企業』第三巻所収)。 宮川宗弘氏のこの主張は岩尾氏によって 発展的に吸収されている 巽信晴氏稿「独占企業の支配と中小企業の階層分化」(大阪市大『研究と資料』昭和三四年六号)、宮川宗弘氏稿「中小企 (岩尾裕純氏著 『中小企業の近代化』 二〇三~五ペー

五 お わ ŋ

K

四回にわたって執筆した本稿全体の叙述についての総括は前節四でおこなったが、そのなかで、とくに目だった問

現のために独占がかねてみずからの武器とする「科学的管理法」と「近代的」経営計算制度との結合形態を中小企業 題として「科学的」延長を論ぜざるをえなかった。こうした表現の是非は別として、内容的には、目標独占利潤の実

に中小企業経営者にとっても「科学的」であり「汗をしぼり出す制度」たりうるか否か疑問の多いところである。従 にまで適用するものである。その意味で「科学的」なる用語をもちいたのであるが、資本制生産のもとで果してつね って、さいごに延長の限界性を取りあげて結論にかえよう。

すでに松下電器のばあいについて具体的に明らかとしたように、延長の根本的性格は中小企業経営を支配しその労

収奪関係を否定しようとつとめている。階級社会を否定するこれらの認識が誤っていることは、これまでいくつかの 働者を「科学的」に搾取する以外のなにものでもないが、実践においては、もっぱら「協力関係」、「話合い」、「共存 共栄」などという意識的宣伝によって事実にベェールをかけようとしている。また、ブルジョア・イデオローグにお いてはP・ドラッカー直伝の労使協調論、社会的責任論に思想的基礎をおいた中小企業「適正利益保証論」によって

事実について指摘してきたが、以下に示す限界性はその指摘をさらに強調することになろう。

慌回避の準備も意識的に働いていたことであろう。 るほうが回転率を落さずに売上利益率を上昇せしめることが他にさきんじて可能であったろう。さらに、そこには恐 中小に負担転嫁(→独占の資本回転率低下の阻止) せしめる必要があったろうし、出来合いの中小工場を 「近代化」 す 点がおかれ、 たことも事実である。そこでの主要な資金は独占みずからが負担するとしても、その不足分は同期化をつうじかなり 池田内閣のもとでの「高度成長」過程での独占の行動は市場占拠率の上昇(→売上利益率の上昇) 従って、そこでは重化学工業独占を中心としたおびただしい設備投資(→資本回転率の低下)、 だがなによりも中小依存に目をむけさせたのは、売上利益率の要 をめぐる競争に力 のつづい

素をなす売上高の急速な増大と下請中小のコスト・ダウン強制とによる売上利益率そのものの上昇である。 そして売

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完)

望ましい。 上利益率の上昇は、 般的にいって景気がほぼ上昇局面にあるかぎり延長のパイプは可能なかぎり太くかつ長くすることが独占にとって しかし、景気の下向局面では、 「高度成長」過程での傾向がそうであった。 さきの「資本回転率低下の阻止」と相まって、 むしろみずからの資本回転率低下の阻止に主として目がそそがれる。 独占の資本利益率の高まりをもたらす。 だから、

とんどにあらわれている。こうして、「科学的」延長とは景気変動にもとづく独占の主体的行動如何によるものであ 限カルテルの形成がなされ、延長パイプの切断(→過剰設備→財務構成の悪化→倒産)がかっての同期化部門の中小のほ お たのは昭和三九年下期以降とみてよい。 自身の回転率の低下をとめ資本利益率の低下をできるだけ小さくとどめようとする。こうしたことが明確になってき 賃金をカットし分岐点を下げるための手段である。そのほか設備の共同利用や不採算部門の切捨てなど主として独占 労働力が流されてくる。それは売上の頭打ちから損益分岐点に逢着することを恐れ、固定費のおおきな部分を占める なわれようが、 にたいする準備策として中小に設備投資を肩替りさせるというかたちの延長は一時的に(先を見こして)いっそうおこ いつつある。そして、こんにちでは、 徐々にパイプを流れる発注量は先細りしはじめる。そのうち、パイプの中味がちがって、 独占価格吊上げの予備作業として資本集中の強化(→占拠率の上昇) 無計画な設備投資競争と新製品市場の一巡は在庫過剰として全産業部門をお 独占の過剰

親

り、

ここに中小にとっての第一の限界がみられる。

つぎになまなましい事実を一つだけあげておこう。

ずに行き詰ったものだ。………このように親会社の要請をそのまま受け入れ、忠実に実行したために今回の滅産で泣いている企 より半減、月一千四百万円程度になった。設備能力からみて月二千二百万円が損益分岐点なので、このままではとても操業でき た。このために生じた欠損が一~三月間に一千二百万円。ここまではまだ操業できる状態だったが四~五月の受注額が前年同期然納入時期の繰り延べである。正式に発注を受け、取り引きできると思って生産しただけにこの繰延べは同社にとって痛手だっ 億円に置いた。昨年十二月までにはこのうち二億円を売り上げ、計画は達成できる状態にあった。ところがことしにはいって突 会社の滅産体制強化のあおりをモロにかぶったためだ。同社の場合**親会社の生産計画に合せて**、三十九年度の売り上げ計画を三

らに、 動車部品工業会や「自動車販売業界」と自動車工業会との交渉(利益配分・取引条件について)、日立製作所工業協同動車部品工業会や「自動車販売業界」と自動車工業会との交渉(利益配分・取引条件について)(8) もとづく、独占にとっての限界である。たとえば、さいきん目にとまったものだけでもつぎのようなものがある。 階層を問わず中小企業労働者全体の組織として発展する可能性をもっている。こうした抵抗は、全般的危機の深化と 者の意識をいっそう高めつつある。他方では、延長の対象からはずされた再下請や零細業の労働者を中心に高まりつ ループをなして元方独占と団体交渉をなし延長の不当な適用を阻止しようとする動きであり、 つある全国一律最賃制の運動は、その実現をつうじみずからを目覚めさせ組織化する日も遠くはあるまい。そこでは 延長の本質はみぬかれつつある。それは独占の搾取が同期化をつうじ直接的に肌で感じはじめたものといえよう。か って中小経営では経験しなかったベルト・コンベアーの導入により肉体的苦痛を訴える声が目だっているという。さ 第二の限界は、さきの独占の主体性に対立する中小労働者の主体性にある。景気の上昇面において徐々にではあるが. 独占の生産制限カルテルにともなり延長パイプのストップは中小経営を危機におとしいれ、そこから中小労働 全労働者の運動の一環として急速に高まる可能性をももっている。第三の限界として、各業界がそれぞれ 中小経営者の主体性に 自

中小企業の統一原価計算制度の普及運動について(完)

ーフ業者一、○○○軒の工賃値上げ要求の無期限ストライキなど数かぎりなく存在する。だが、これらは、保守系政(ધ) からの)への抵抗、一、五〇〇人の機屋を集めて開かれた「福井県繊維不況突破大会」での不満の渦、足利地区スカ 合の日立製作所にたいする下請単価の十七~二一%値上げ要求、合の日立製作所にたいする下請単価の十七~二一%値上げ要求、(61) 全日本鍛造工業会のコスト切下げ要求 (納入先独占

うし、その可能性はある。以上三つの限界がこんごどのように作用するかは景気変動と労資の力関係に依存するとい 律最賃制と下請単価引上要求の統一戦線の形態をとるときは、第二の限界と結合し、独占にたいする一定の力となろ 弱い限界としてしか作用していない。ただし、全金福岡地本と北九州協議会が八幡製鉄にたいしておこなった全国一

治家と業界ボスの引まわしに終ることが多いことならびに労働者との共斗を欠くことのために独占にとってはかなり

『日本経済新聞』昭和四〇年七月一〇日。

『日本経済新聞』昭和三九年十二月十二日および『日刊工業新聞』昭和四〇年一月十五日。

えよう。

62 『日本経済新聞』 昭和三九年十二月二四日。

 $\widehat{61}$ 60

『日刊工業新聞』

昭和四〇年二月十二日。

- 63 『日本経済新聞』昭和四〇年七月十九日。
- 『日本経済新聞』 昭和三九年十二月二二日。